第千四百四十二号

平成十六年

月八日

廃川敷地等の種類及び数量 二百七十・七四平方メートル

目 次

告 示

廃川敷地等......

開発行為に関する工事の完了について (二件)....... 峡東都市計画道路事業の施行について.

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則....... 人事記録に関する規則の一部を改正する規則.......

公安委員会

遊技機の型式の検定......四

告 示

山梨県告示第一号

局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。 十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第四

平成十六年一月八日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 河川の名称 富士川水系 田草川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月八日
- まで 百二十の一番地先及び大字勝沼字北境田四百十一の三番地先から四百十一の四番地先 廃川敷地等の位置(東山梨郡勝沼町大字小佐手字横落前百十五番地、百十九番地、

山梨県告示第二号

日

四

曜 木

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県土木部建築指導課に備え置いて

縦覧に供する。

平成十六年一月八日

道路の位置

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

東八代郡石和町河内字宮窪一二六番地

- 道路の幅員
- 四・八五メートル
- Ξ

道路の延長

三三・四六メートル

山梨県告示第三号

縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成十六年一月八日

道路の位置

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

東八代郡石和町今井字参宮地一四二番地一

- 道路の幅員
- 六・〇〇メートル
- Ξ 道路の延長 四四・五〇メートル

公 告

峡東都市計画道路事業の施行について

十六条の規定により、次のとおり公告する。 |峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六

平成十六年一月八日

平成十六年一月八日

Щ

梨 県

公

報

第千四百四十二号

山梨県知事 山 本 栄 彦

一都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画道路事業三・四・二号上於曽駅前赤尾線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

山梨県塩山市大字上於曽字宮ノ窪、字鳥居原及び字宮村地内

● 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十六年一月八日

7年一月 1日

山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡敷島町長塚字大曲六四五の一開発区域(工区)に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込万吉

中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込啓介

● 開発行為に関する工事の完了について

1、2)は 1、13、1、16 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十六年一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字清水二三六五の一及び二三六七

| 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条四千百七十四番地 野沢武夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年一月八日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

び九〇四の五の九立の一、九十二の一、九〇二の一、九〇二の五及の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の一、九十二の二、九六四の二、九六五の一、九六六、九六八、九六九、九十〇八十四、九四四、九六〇の二、九六一の三、九南アルプス市和泉字大河原九四一、九四二、九四四、九六〇の二、九六一の三、九

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 次の図のとおり | 道路 |
|---------|---------|
| 位置及び区域 | 公共施設の種類 |

ルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南ア

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

以一中山聖来(甲府市湯村一丁目九番二十七号)株式会社 KOKUSAI・GROUP 代表取締

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

平成十六年一月八日職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 坂 本

宏

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

ように改正する。

次に次の二号を加える。 第十二条中「第四号まで」を「第六号まで」に改め、第五号を第七号とし、第四号の

教職員をもつて補充しようとする職で、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委五(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担

員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県 教育委員会規則第五号)第一条に規定するもの

用された者をもつて補充しようとする職 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項の規定により採

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十六年一月八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のよ

教育行政法第四十七条の二第一項の規定により職を免ずる場合」を加える。 項の規定により職員に任命すること」を加え、同表20の項中「場合」の下に「又は地方 別表第一1の項中「任命すること」の下に「又は地方教育行政法第四十七条の二第一

この規則は、 公布の日から施行する。

公安委員会

技能検定員等審査の実施

項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査 (以下「技能 導員審査」という。)を次のとおり実施する。 検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運 転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第九十九条の二第四

平成十六年一月八日

山梨県公安委員会

枝

審査の種類

技能検定員審査

委員長 鶴 田 美

> る各技能検定員審査 型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係 許」という。)、普通自動車運転免許 (以下「普通自動車免許」という。) 並びに大 大特、 大自二、普自二及び牽引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免

2 教習指導員審査

指導員審査 特定第一種運転免許、 普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習

- 二 審査日時及び場所
- 1 審査日時

平成十六年二月九日 (月)及び二月十三日 (金)

(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

- Ξ 受付期間及び場所

平成十六年一月九日 (金) から平成十六年二月二日 (月) まで

教習所指導係

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地

山梨県警察本部交通部運転免許課

2

場 所

四

審查内容

技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審查

教習に関する技能及び知識

五 審查手数料

- 技能検定員審査
- 特定第一種運転免許 一万四千七百五十円
- 普通自動車免許 二万五百円
- 二万二千五十円 大型自動車第二種免許等
- 教習指導員審査
- 特定第一種運転免許

梨 県 公 報 第千四百四十二号 平成十六年一月八日

Щ

九千八百五十円

普通自動車免許 一万二千百五十円

 (\Box)

大型自動車第二種免許等

 (Ξ) 万二千五百五十円

なお、 山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- (電話〇五五 (二八五) 〇五三三内線五九二) に問い合わせること。 審査申請、 内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課
- 2 るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようと

すること は教習指導員資格者証を提示すること。 なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請

する者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又

遊技機の型式の検定

四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 規定により公示する。 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、平成十九年一月七日までとする。 平成十六年一月八日

山梨県公安委員会

員長 鶴 田

美

枝

及び区分 別 区分 型 式 名 業は製 者輸造 名入又 検 定

番

号

型

式

の

概

要

申請者氏名又は名称及び住所

| ○一番地○一番地は、 大量定男は、 大量定男は、 大量定男は、 大き取締は、 大き取締 | 丁目一番四号 代表取締役 松元邦夫 | 丁目一番四号 代表取締役 松元邦夫 | 丁目一番四号 大阪府大阪市中央区内本町一大阪府大阪市中央区内本町一松元邦夫 株式会社藤商事 代表取締役 | 〇一四番地の八 円面番地の八 の一四番地の八 株式会社平和 代表取締役 | 三丁目五六番地 一 代表取 一 |
|---|---|-------------------|---|--|----------------------------------|
| 一号イ (別表規則第六条第機 | 動役物 第一種特別電 第二) 別表 一種特別電 がまい 別表 がまい から | 動役物 第一種特別電 第二) | 六) 三号 (別表第 ル遊技機 アレンジボー | 動役物 第一種特別電 第二) | 動役物 第一種特別電 第二 (別表 別 |
| S 戸 C 百 R 景 X | W む C R 世界 | C むかし がし 話界 | ッサ C シイ R ュトキ | 郎枯 C E J 紋 大 | 0 ボ C 9 I R M グ サ C 0 イ |
| · ソフィア ア | 藤 株式会 社 | 藤株式会社 | 藤 株 式 会 社 | 平 株 和 会 社 | ン ニュー ギ 社 |
| 三〇〇八九一 | 三〇〇八五四 | 三〇〇七四八 | 三五〇六五七 | 三〇〇八四八 | 三〇〇八一四 |

山 梨 県 公 報 第千四百四十二号 平成十六年一月八日

| | 三〇〇八八四 | 株 豊 式 会 社 業 | M ツ C R F F 国 ラ | 第一種特別電 第二) 一号イ (別表 別第六条第 | 町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井愛知県名古屋市中村区長戸井豊丸産業株式会社 代表取締 |
|---|--------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--|
| | 三二〇八七九 | 遊 株式会社 | B ジプ C 1 ンク R グルト 3 ー | 動役物 第三種特別電 第三人 別表 明明第六条第 | 一四五番地 一四五番地 関締役 後藤常喜 株式会社まさむら遊機 代表 |
| - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | | | 2 | 動役物 特別電 | - D |
| 一丁目二二番也愛知県名古屋市中役 市原高明 株式会社大一商会 | 三〇〇九〇一 | 遊機 まさむら | (ジクR ガクルー G | - 号イへ引曳 規則第六条第 機 ようんこ遊技 | - 四丘番地愛知県名古屋市天白区中砂町取締役 後藤常喜 株式会社まさむら遊機 代表 |
| 一丁目二二番地愛知県名古屋市中役 市原高明 | | | | 動第第 | |
| 株式会社大一商会 | | | S 2 | | 〇一番地 |
| 一丁目二二番地愛知県名古屋市中 | 三〇〇八八七 | ソ オ フィア 社 | 戸 C 門 百 R 号 I 子 I 子 I | 見り できる 関 | 発見している。 そのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 |
| 安 | | | | 動役物 | |
| 田 == '臣 | | <u>}</u> | S 序 2 语 人 | 第二) 第二) 規則第六条第規則第六条第 | 〇一番地 |
| 丁三厂目——二番也 愛知県名古屋市中 で、 ジョ科豊 | 三〇〇八七六 | ノ株 フィ会 ア社 | E C E R 大 / | ぱちんこ遊技 | と 井置官男 代表取締 株式会社ソフィア 代表取締 |
| 豊丸産業株式会社 | | | | 動役物 第一種特別電 | |

| 一丁目二二番地愛知県名古屋市中村区鴨付町役 市原髙明 代表取締株式会社大一商会 代表取締 | 一丁目二二番地愛知県名古屋市中村区鴨付町役 市原髙明 代表取締株式会社大一商会 代表取締 | 町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役、永野裕豊 | |
|--|--|---|--|
| 五) 二号(別表第 規則第六条第 | 五) 二号(別表第 規則第六条第 | 動役物 第二) 用 | 動役物 |
| ゲキウマ | 2 二ッ バト クソ パ | S ツ C モ R 天 ド 国 ラ | |
| 大一商会 | 大一商会 | 株 豊 式 会 社 業 | |
| 三四〇六一五 | 三四〇五八八 | 三〇〇九二九 | |
| | 村区鴨付町 二号 (別表第 大一商会規則第六条第 大一商会規則第六条第 大一商会 | 村区鴨付町工号(別表第大元商会村区鴨付町大元商会大元の< | 代表取締 ぱちんこ遊技 CRドラ 豊丸産業 代表取締 ぱちんこ遊技 CRドラ 豊丸産業 代表取締 回胴式遊技機 バトルパ 株式会社 代表取締 回胴式遊技機 バトルパ 株式会社 規則第六条第 S |

| 発行者 | 山梨 |
|---------------|-------------|
| 山梨 | 県公報 |
| 県甲府市丸の中 | 第千四百四十二号 |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 | 亏 平成十六年一月八日 |
| 印 | 月八日 |
| 印刷所 ㈱サンニチ印刷 | |
| 甲府市北 | |
| 口二丁目六番 | |
| | |
| | |
| | |
| | 六 |
| | |